

綾瀬市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の家庭学習を進めるに当たり、綾瀬市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍し、自宅でインターネット環境のない児童等に対し、オンラインを活用した家庭学習をするためのモバイルWi-Fiルーター（以下「ルーター」という。）の貸出に関し、必要な事項を定め、もって児童等の家庭学習の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 貸出の対象者は、学校に在籍し家庭にインターネット環境が整備されていない児童等とする。

(貸出台数)

第3条 ルーターの貸出は、児童等1名に対し、1台とする。ただし、綾瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、同一世帯の複数の児童等での利用が適当であると認めるときは、同一の世帯に属する児童等複数名で、1台を貸出すものとする。

(貸出の申込)

第4条 ルーターの貸出の申込をすることができる者は、第2条に掲げる児童等の保護者とする。

2 ルーターの貸出を受けようとする者は、綾瀬市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出申込書及び誓約書（第1号様式）により教育委員会に申し込まなければならない。

(許可)

第5条 教育委員会は、前条第2項の申込を受けたときは、その申込内容を審査し、適当と認めるときは、教育委員会が定める貸出台数の範囲内においてルーターの貸出の必要性が高いと認められる児童等を優先的に、貸出を許可するものとする。

2 貸出の許可及び却下については、綾瀬市家庭学習用通信モバイルWi-Fiルーター貸出決定（許可・却下）通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第6条 教育委員会は、貸出の許可を受けた児童・生徒（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出の決定を取り消し、ルーターを返却させることができる。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき

(2) この要綱に違反したとき

(3) 虚偽その他不正な手段により貸出の許可を受けたとき
(貸出期間)

第7条 貸出期間は、第5条による貸出の許可を受けた日（以下「貸出許可日」という。）から当該日の属する年度の3月31日までとする。この場合において、使用者の保護者は、貸出期間を満了したときは、速やかに教育委員会にルーターを返却しなければならない。

2 貸出期間中にルーターを返却するときは、返却日をもって貸出期間を終了するものとする。

(費用)

第8条 ルーターの貸出に係る費用は、無償とする。

(目的外使用の禁止等)

第9条 使用者は、家庭学習目的以外にルーターを使用してはならない。また、ルーターを処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。

(使用者及び保護者の責任)

第10条 使用者及び保護者は、ルーターの使用上の事故について、一切の責任を負わなければならない。

2 ルーターの維持管理は、使用者及び保護者の責任において行わなければならない。

3 使用者の保護者は、貸出期間中、使用者がルーターを破損し、汚損し、又は紛失したときは、保護者の負担において原状に回復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ルーターの貸出に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出申込書及び誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市教育委員会

申込者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 番 号 _____
対象者との関係 _____

綾瀬市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり申込みます。

対象者氏名	学校名	学年	組

誓約事項

- 本日時点では、家庭にインターネット環境がありません。今後、家庭にインターネットを利用できる環境が構築されたときは、速やかに貸出されたモバイルWi-Fiルーター（以下「ルーター」という。）を返却します。
- ルーターは、教育委員会から貸与されるタブレット端末以外の接続はせず、家庭学習以外の目的では使用しません。
- 故意または重大な過失によりルーターを破損し、汚損し、又は紛失したときは、保護者の負担において弁償します。
- 教育委員会が綾瀬市就学援助要綱第2条に規定する準要保護者の該当状況を調査することを承諾します。

私は上記誓約事項を承諾し、遵守することを誓約いたします。

申込者氏名 _____

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出決定（許可・却下）通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会

年 月 日付で申込まいただきました綾瀬市家庭学習用モバイルWi-Fiルーターの貸出について、次のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1. 貸出を許可します。

2. 貸出を却下します。

(理由)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者

は綾瀬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。